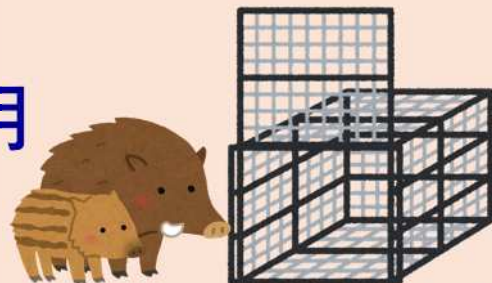


わな猟免許の新規取得費用 を補助します。



- 新潟市では、有害鳥獣捕獲（※）のために、わな猟免許を新規に取得された方に、取得に要した経費の一部を補助します。

※「有害鳥獣」とは、農林水産業等に係る被害の原因になっている鳥獣をいいます。

- 予算に限りがありますので、補助を検討されている方は、お早めに申請ください。

補助対象者	以下①～③のすべての条件を満たす方 ① わな猟免許を新規取得し、 <u>新潟県猟友会西蒲原支部に入会</u> した方 ② <u>新潟市または新潟市内農業協同組合が行う</u> 有害鳥獣捕獲業務に従事することを誓約した方 ③ 新潟市内に住所を有し、かつ、申請時において市税を滞納していない方
補助対象経費	・ 健康診断料 ・ 免許取得のための講習等の受講料 ・ 免許取得のための試験等の受験料 ・ ハンター保険料
補助率・限度額	補助対象経費実費相当額。ただし、上限 10,000円 。
申請方法 ※①、②の書類に、添付書類を付けて申請してください。	① 新潟市わな猟免許取得費補助金交付申請書 兼 実績報告書 （別記第1号様式） ② 誓約書 兼 承諾書 （別記第2号様式） 《必要な添付書類》 ・ わな猟免許取得に係る受験票の写し ・ わな猟免許取得したことを証する免状の写し ・ 補助対象経費の金額を証する書類等（健康診断料、ハンター保険料の領収書など） ・ 健康診断を受けた際の診断書の写し ・ 住民票の写し ※発行から3カ月以内の原本 ・ 納税証明書（市制度用） ※直近のもので発行から2週間以内

問い合わせ先・申請

新潟市西蒲区役所 産業観光課

〒953-8666 新潟市西蒲区巻甲2690番地1

TEL：0256-72-8407 E-mail: sangyo.nsk@city.niigata.lg.jp